

資料1-4

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第103回)R1.7.9

大学共同利用機関法人、大学共同利用機関等の法令等における位置付け

	国立大学法人法 (法律)	国立大学法人法施行規則 (省令)	学校教育法施行規則 (省令)	共同利用・共同研究拠点 及び国際共同利用・ 共同研究拠点の認定等に 関する規程(告示)
大学共同利用機関法人				
定義	○			
名称	○			
主たる事務所の所在地	○			
研究分野	○			
大学共同利用機関				
名称		○		
目的		○		
共同利用・共同研究拠点及び 国際共同利用・共同研究拠点				
認定制度			○(※)	
認定基準等				○

(※) 大学の研究施設については、学校教育法で各大学の設置を可能としている。共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点となる研究施設については、学校教育法施行規則において文部科学大臣による認定制度を創設。